

一般社団法人日本水族館協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本水族館協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、科学的根拠に基づく水生生物資源の持続的利用の立場から水生生物の飼育展示・教育研究・保護保全活動を推進し、海洋立国である我が国の海洋教育に寄与するとともに、もって我が国固有の文化伝統の維持、科学技術の振興および自然環境の保護保全に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、水生生物に関する次の事業を行う。

- (1) 飼育施設の管理運営に関する調査研究及び相互支援事業
- (2) 飼育・繁殖に関する資料の収集
- (3) 種の保存及び持続的な利用に関する調査研究
- (4) 研修・教育の企画、運営、開催
- (5) 広報活動
- (6) セミナー、講演会、イベント、交流会等のコンテンツの開発及びそれらの企画、運営、開催
- (7) 出版物、印刷物等の発行
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第2章 会員

(入会)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した水族館等の団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人
- (3) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払わなければならぬ。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、1か月以上前に当法人に対して预告することで退会することができる。但し、やむをえない事情があるときには、会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名譽を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、その会員に弁明の機会を与えたうえ社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が解散したとき
- (2) 必要な会費等の納入が継続して1年以上なされなかつたとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失うとともに義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とし、通常社員総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

2 通常社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は当法人の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人1名の計2名が、前項の議事録に記名、押印のうえ、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役 員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、業務執行理事として副会長、専務理事を各1名、定めることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員である団体を代表する者より選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

2 理事及び監事は、再任されることができる。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合、又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事若しくは監事は、新たに選任された者が就任するまで、理事若しくは監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事は、社員総会において総議決権の過半数をもって、これを解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、原則無報酬とする。ただし、社員総会の決議を経て報酬を得ることができる。

(顧問)

第29条 当法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談にのること
- (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること
- (3) 社員総会に出席し、意見を述べること

3 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 顧問の任期は2年とし再任は妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務遂行上に要した費用については、理事会の決議を経て支払いをすることができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他、その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 会長は、必要に応じて外部の有識者を理事会に出席させて、その意見または説明を求めることができる。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 会員の入会

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事又は監事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって、会長に召集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののが、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 石橋 敏章、田中 平、堀 一久

設立時代表理事 石橋 敏章

設立時監事 鈴木 隆史

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 [REDACTED]

設立時社員 石橋 敏章 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

設立時社員 田中 平 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

設立時社員 堀 一久 [REDACTED]

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本水族館協会設立のため、設立時社員石橋 敏章外2名の定款作成代理人 行政書士 堀 浩輔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2019年11月7日

設立時社員 石橋 敏章

設立時社員 田中 平

設立時社員 堀 一久

定款作成代理人

[REDACTED]
行政書士 堀 浩輔

